

次世代育成対策推進法に基づく行動計画

全ての社員が働き方を見直して仕事と生活の両立を図るとともに、その能力を十分に発揮できる働きやすい環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2023年4月1日から2026年3月31日までの3年間

2. 内 容

<目標1>

仕事と生活の両立支援に取り組み、すべての社員が能力を発揮し活躍しやすい職場環境を構築する。

<対 策>

- ・ 全社における最低週1回のノー残業デーの実施を推進するとともに、勤怠システムの活用により所定外労働の削減を徹底します。
- ・ 多様な働き方推進に向けた体制を整備します（制度周知等）。

<目標2>

計画期間内における社員の育児休業取得率について、女性は90%以上を維持し、男性は10%以上を目指す。

<対 策>

- ・ 職場における社員相互の協力体制を築くために、社内イントラネット等で育児休業について理解を深めるための情報を発信し、周知を図ります。
- ・ 女性の育休取得率の現状維持に努め、且つ、更なる取得率の向上を目指します。
- ・ 男性の育休取得に対する上長の理解及び風土づくりを呼びかけるとともに、対象となる社員を可視化します。

<目標3>

年次有給休暇の取得を促進し、取得日数を一人当たり平均年間9日以上を目指す。

<対 策>

- ・ 各職場における適正な要員配置を行います。
- ・ 要因配置の確認を通じて、取得しやすい職場環境作りを推進します。
- ・ 計画的な年次有給休暇取得のため、計画年休取得予定表の提出を促すとともに取得状況を取りまとめます。